

学校における働き方改革取組方針【改定版】

(平成31年度～令和3年度)

令和2年4月

海田町教育委員会

はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められています。

また、情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、主体的な学びを促す教育も推進する必要があります。

これらの対応を進める中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況があります。

このため、海田町教育委員会においては、教員のモチベーションの向上、子供と向き合う時間の確保を目指し、教員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してまいりました。

こうした取組により、一定の成果が見られる一方、教員の長時間勤務の抜本的な解消には至っておりません。

そこで、学校における働き方改革を実現し、教職員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいをもって働くことができるようにするために、本取組方針を策定することとしました。

取組に当たっては、保護者や地域の方々のご理解をいただきながら、本取組方針を基に、教育委員会や学校等と密に連携しながら、着実に進めてまいります。

海田町教育委員会教育長 佐々木 智彦

1 取組方針策定の趣旨

教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化、地域や保護者等からの要望への対応など、求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

こうした実態の改善に向け、平成29年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」がまとめられ、国、教育委員会、学校が取り組むべき具体的な方策が示された。これを受けて、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめた。

また、学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布され、令和2年1月17日付けで公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の規定によって、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下、指針という。）が告示された。

指針第4(1)において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「方針」という。）を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定されている。

このことから、海田町教育委員会においても、町立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、指針を参考に町立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則（以下、規則という。）を制定するとともに、方針を策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、海田町立学校における働き方改革を推進する。

2 現状と課題

業務の実態等を把握し、学校の業務改善に向けた取組の参考とするため、平成28年度及び平成29年度に広島県教育委員会が業務改善モデル校[※]を対象に実施したアンケートの中から次の2項目の結果を見る。

※ 平成28年度 海田南小学校、海田中学校、海田西中学校

平成29年度 海田東小学校、海田南小学校、海田中学校、海田西中学校

「児童生徒と向き合う時間」※が確保できていると感じている教員の割合

	町内小学校	県内小学校全体	町内中学校	県内中学校全体
平成28年度(第3回)	75.9%	70.4%	60.7%	64.3%
平成29年度(第3回)	70.2%	75.7%	61.9%	64.3%

※ 「児童生徒と向き合う時間」

授業，授業準備，教材研究，週案・指導案作成，部活動，個別指導（学習補充，進路指導，生徒指導等）

教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間

	町内小学校	県内小学校全体	町内中学校	県内中学校全体
平成28年度(第3回)	20.5時間	19.7時間	23.9時間	23.9時間
平成29年度(第3回)	20.9時間	18.5時間	23.6時間	22.4時間

この結果から、「児童・生徒と向き合う時間が確保できている。」と感じている教員の割合は、小学校では町の方が県全体よりも5.4ポイント高く、中学校では、町の方が県全体よりも4.3ポイント低い結果となっている。いずれも広島県教育委員会が目標値としている80%を大きく下回る結果となっている。

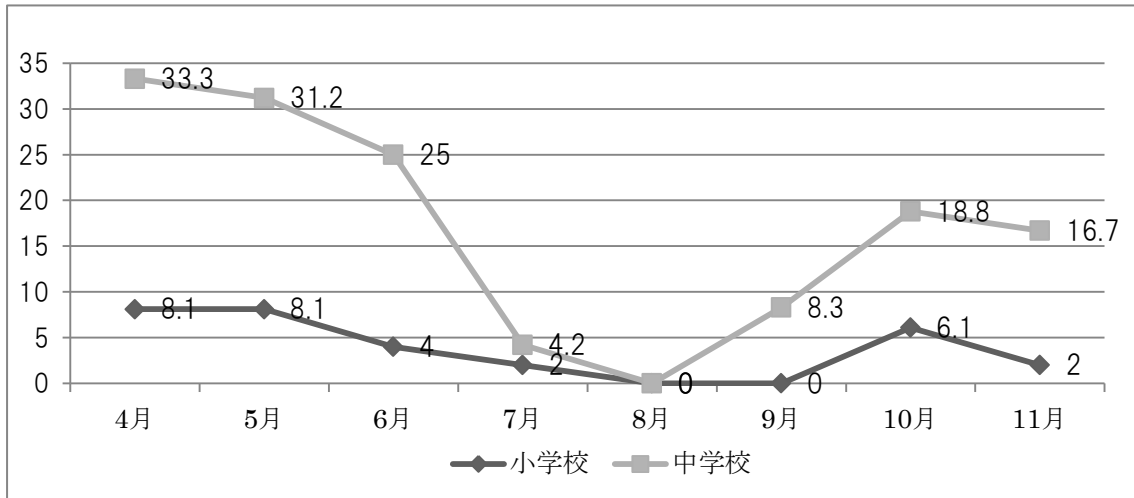
また、教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間は、小学校中学校共に20時間を超えており、長時間勤務の実態が明らかになった。

そこで、平成30年度より教員の労働時間を適正に把握することを目的に、次のような規定に基づき、勤務時間の把握を行った。

- (1) 通常の勤務においては、入校・退校時刻をもって勤務時間とする。
- (2) 出張等により、直行または直帰が生じた場合は、正規の勤務時間を勤務開始または勤務終了として、入校・退校時刻の記録として記入する。
- (3) 週休日等に出勤して業務を行った場合は、入校・退校時刻の記録として記入する。また、部活動等で、校外で業務を行った場合も同様に、開始時刻と終了時刻を入校・退校時刻の記録として記入する。

平成30年4月から11月までの勤務時間の把握の中で、月80時間以上時間外勤務している職員の小中学校別の割合は次のような結果となった。

月80時間以上時間外勤務している職員の割合(%)



この結果から、時間外勤務に関しては、小学校よりも中学校の教員の割合が多いことが明らかになった。また、年度当初や教育研究会の開催時期などに業務が集中し、時間外勤務が増加することが分かった。

さらに、先に示した「教員の1週間当たりの時間外・持ち帰り時間」の状況と合わせて見ると、小学校の割合が少ないことについては、仕事を持ち帰ることにより、時間外勤務時間が80時間を超えている職員の割合が少ないことが予想される。

このような中であっても、海田町教育委員会がこれまでに進めてきた人的措置、エアコンの全校への導入、多機能印刷機の全校への導入、週案・指導記録の簡素化、指導要録の電子化、部活動休養日の設定、夏季一斉閉庁等の取組により、時間外勤務時間が80時間を超えた教員が0人の月があるなど一定の成果が見られることも分かった。

3 目標・成果指標

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

[成果指標]

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合
令和3年度末には80%以上

(2) 長時間勤務の縮減

教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

[成果指標]

時間外勤務が月45時間を超える教職員の数

令和3年度 1年を通じて0人

前記の目標を達成するため、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (2) 部活動指導に係る教員の負担軽減
- (3) 学校における組織マネジメントの確立
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

4 取組

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

① 町費による教職員等の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

- ア 学習指導及び生徒指導の充実を図るための町費非常勤講師の配置
- イ 特別支援教育の推進を図るための介助員の配置
- ウ 学校図書館運営の促進を図るための学校司書の配置
- エ 学校の環境整備の充実を図るための用務員の配置
- オ 学校施設の管理・警備の充実を図るための機械警備導入

② 校務支援システム等ICT機器の導入の検討

成績処理システムや通知表作成システムを導入する。

また、ICT機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。

③ 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

ア 学校が作成する各種計画や海田町教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。

イ 新たな業務を付加する場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

④ 研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進める。

⑤ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに、全町的な教材・学習指導案等の共有の仕組みづくりの検討を進める。

⑥ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、県費スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と密に連携を図るとともに、町費適応指導教室指導員、教育相談員等の専門スタッフを配置し、専門機関との連携を充実させる。

⑦ 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

ア 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。

イ 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減

① 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

ア 海田町教育委員会が策定する方針を踏まえ、学校において、運動部活動の方針を策定するとともに、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

イ 文化部については、今後策定予定の国のガイドライン、県の方針を踏まえて方針を策定することとし、当面は、運動部活動の方針を準用して取り組む。

② 外部人材を活用した取組

ア 競技力向上事業等による専門的な技術指導ができる外部指導者の配置を推進する。

イ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた検討を進める。

③ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等に関係機関・関係団体に働きかける。

④ 効果的な練習方法等の研修への参加

県が主催する研修会に教員を積極的に参加させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

① 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

ア 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、

評価の活用を推進する。

エ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

② マネジメント研修への参加

教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

③ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

① 学校における勤務時間管理の徹底

ア 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、令和2年度に導入する校務システムにより、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。

イ 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。

ウ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

② 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

③ 一斉閉庁期間の設定

ア 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。

イ 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

④ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、海田町教育委員会が主催する研修や校内研修の充実を図る。

5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。